

万国郵便連合一般規則の第五追加議定書



## 万国郵便連合一般規則の第五追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

### 第一条

一般規則第一百一条を次のように改める。

#### 第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

- 1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。
- 2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。
- 3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催

することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。この3の規定は、大会議への遠隔での参加を許可し、又は制限する大会議内部規則のいかなる規定の適用も妨げるものではない。

4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6 臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7 2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

## 第二条

一般規則第一百五條を次のように改める。

第二百五条 連合の機関のオブザーバー

1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1 国際連合

1.2 地域連合

1.3 諮問委員会の委員

1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2 次の者は、第七条1.12の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定す

ることができる。

### 第三条

一般規則第百六条を次のように改める。

#### 第百六条 管理理事会の構成及び運営

1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成す

る表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 第一百十条に別段の定めがある場合を除くほか、管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

#### 第四条

一般規則第一百十条を次のように改める。

第一百十条 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、同理事会及び国際連合が

それぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

2 さらに、1に規定する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国が管理理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、郵便業務理事会、連合の常設機関の調整委員会及び連合の積立制度に係る管理会の会合に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。

## 第五条

一般規則第百十一条を次のように改める。

第百十一条 管理理事会の活動に関する情報

1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

1の二 第百十四条の規定並びにこの条及び郵便業務理事会内部規則に定める関連する手続に従って正当に選出された同理事会の理事国は、議長国となる。

1の三 国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、加盟国として郵便業務理事会の議長国への立候補の届出をするよう要請する。当該立候補の届出は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。

1の四 立候補した加盟国に対する聴聞は、1の三に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の最後の郵便業務理事会の会期の間、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとして行うことができる。立候補した各加盟国は、同理事会に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。立候補した各加盟国には、等しく時間が割り当てられるものとする。一の加盟国のみが立候補する場合には、聴聞は開催されない。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団に

については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 第一百六条に別段の定めがある場合を除くほか、郵便業務理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

## 第七条

一般規則第一百六条を次のように改める。

第一百六条 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、国際連合の作成する

表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。

2 さらに、1に規定する表において後発開発途上国に分類されている加盟国が郵便業務理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、管理理事会及び連合の常設機関の調整委員会に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。

## 第八条

一般規則第百十七条を次のように改める。

### 第百十七条 郵便業務理事会の活動に関する情報

1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提

供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第一百五十三条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

## 第九条

一般規則第二百二十二条を次のように改める。

### 第二百二十二条 諮問委員会の権限

1 諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること

と。

1.2 の二 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、加盟国の政府当局又はその指定された事業者と連携する可能性も含め、諮問委員会の委員が関係する郵便分野の活動の実施を調整し、及び円滑にすること。

1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4 第一百七条<sup>1.21</sup>及び第一百三條<sup>1.7</sup>に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

## 第十条

一般規則第二百二十六条を次のように改める。

## 第二百二十六条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第百十一条及び第百十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び地域連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

## 第十一条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

2の二 国際事務局長及び国際事務局次長の職への候補者に対する聴聞は、2に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の管理理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続

に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとして行うことができる。各候補者は、連合に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。各候補者は、等しく時間が割り当てられるものとする。国際事務局長又は国際事務局次長の職への候補者が一人のみである場合には、聴聞は開催されない。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

## 第十二条

一般規則第二百二十八条を次のように改める。

### 第二百二十八条 国際事務局長の権限

1 国際事務局長は、連合を法的に代表する。

2 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

3 職の分類、任命及び昇級に関し、

3.1 国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

3.2 国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局

の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。

3.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D 2、D 1及びP 5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならぬことを考慮するものとする。

3.4 国際事務局の職員のD 2、D 1及びP 5の等級への昇級については、国際事務局長は、3.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

3.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。

3.6 国際事務局長は、職員のP 4からD 2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

4 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

4.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。

- 4.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。
- 4.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。
- 4.4 連合の必要と両立することができる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。
- 4.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。
- 4.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。
- 4.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。
- 4.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。
- 4.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略

案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。

4.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。

4.11 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

4.11.1 連合と地域連合との間

4.11.2 連合と国際連合との間

4.11.3 連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

4.11.4 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

4.12 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

4.12.1 連合の機関の活動の準備及び組織

4.12.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

4.12.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

4.13 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができない。

### 第十三条

一般規則第三百三十五条を次のように改める。

第三百三十五条 国際事務局の供給する証票

削除

### 第十四条

一般規則第三百三十六条を次のように改める。

第三百三十六条 地域連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第九条の規定に基づいて締結された地域連合の文書及び特別取極は、当該地域連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、地域連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3 国際事務局は、この条に規定する地域連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

#### 第十五条

一般規則第三百三十八条を次のように改める。

#### 第三百三十八条 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び国際連合に当該年次報告書を送付する。

#### 第十六条

一般規則第四百四十六条を次のように改める。

#### 第四百四十六条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十六年から二千二十九年までについては三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十九年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についてもこの最高限度額が適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認め、た俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認め

ることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

## 第十七条

一般規則第四百七十七条を次のように改める。

### 第四百七十七条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を超過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の

会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、連合とその滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。それにもかかわらず、当該加盟国が当該償還計画に定める支払方法を含む条件を遵守しない場合には、当該加盟国による十分に正当と認められる請求に基づき、管理理事会が遅くとも大会議の前の最後の会期中に、この不遵守が例外的な状況によるものであったとの別段の決定をしない限り、当該加盟国は、次の大会議から大会議までの期間まで、連合と新たな償還計画を取り決めることができない。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の

支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6 また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が支払うべき滞納金（これに係る利子を除く。）の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8 大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間（現会計年度を含む。）の義務的な分担金（これに係る利子を除く。）を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することができる。

8.1 8の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連

する滞納金（利子を含む。）であつて、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

8.2 同様に、8の規定の適用上、特に第二百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

9 第二百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が7及び8に規定する支払の取決めによって利益を得ることを認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。

10 7及び8に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従つて当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によつて当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。

11 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

12 3 から11までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

13 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

14 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

#### 第十八条

一般規則第百五十一条を次のように改める。

#### 第百五十一条 分担等級

- 1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼<sup>しよ</sup>国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。
- 2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。
- 3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十条4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。
- 4 国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加

盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位を限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたならば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。分担単位数の当該引下げに係る経費については、8に定める手続に従い、加盟国が負担する。他方、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、8に定める手続に基づく分担単位数の減額による利益を受けない。

5 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。

6 5の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合

には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

7 一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

8 国際事務局は、次の条件に従って、関連する基準分担単位額及び減額分担単位額を計算する。

8.1 総分担単位数の減少（注）が生ずる場合には、その結果生ずる基準分担単位額（減額されていない分担単位額）及び減額分担単位額の増加分は、全ての加盟国が現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して連帯して負担する。

注 この規定の適用上、「総分担単位数の減少」とは、各加盟国が決定する分担単位数の減少分を合算したものを指す。

8.2 総分担単位数の増加（注）が生ずる場合又はその後に加盟国が減額分担単位額による利益を得る資格を失う場合には、いずれの更なる減額分担単位額の減少も、自国の経済力以上の水準で支払を行う加盟国及び自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国であって大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるもののみが利益を得るものとする。

注 この規定の適用上、「総分担単位数の増加」とは、各加盟国が決定する分担単位数の増加分を合算したものを指す。

9 8に定める手続は、(i)5及び6に規定する例外的な状況又は(ii)管理理事会が決定する連合の経費の調整のいずれかの結果生じた基準分担単位額及び減額分担単位額の変更については適用しない。この場合において、これらの変更に係る経費は、現行の基準分担単位額及び減額分担単位額に比例して配分され、全ての加盟国が連帯して負担する。

#### 第十九条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ（例外として、第三条、第四条、第七条、第九条、第十六条及び第十八条の規定並びに第六条によって改正される一般規則第一百十二条4の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。